

## 承第4号

専決処分の報告及び承認について

三島市都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年5月17日提出

三島市長 豊岡 武士

## 三島市専第2号

### 専 決 処 分 書

三島市都市計画税条例の一部を改正する条例

三島市都市計画税条例（昭和31年三島市条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあっては、100分の2.5）」を加える。

附則第13項中「附則第6項」を「附則第5項、第6項」に改める。

### 附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和4年3月31日

三島市長 豊岡 武士